平成29年度農地中間管理事業を軸とした農地集積・集約化の推進に関する実施方針

「茨城県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」及び昨年3月に策定した「茨城農業改革 大綱(2016-2020)」に基づき、認定農業者をはじめとした意欲ある中核的な経営体が農地の集 積・集約化による経営の効率化を一層推進する。

そのため、平成28年度の成果と課題を踏まえ、県と農地中間管理機構(以下「機構」という)が一体となって、市町村、農業委員会(農地利用最適化推進委員を含む), JA, 土地改良区等関係機関と協力しながら、役割分担を明確にし、担い手への集積が円滑かつ着実に進展するよう以下のとおり実施することとする。

1 基本的な考え

県及び機構は、市町村の人・農地プランを踏まえ、市町村が進める集積・集約化について、関係機関・団体との連携強化を図り、受け手や出し手の掘り起こしを進めるとともに、モデル地区の取組を県内全市町村に拡大し、地域の話合いを促進して、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を一層推進する。

2 農地集積目標 6,000ha

(単位: ha)

	県北	県央	鹿行	県南	県西	計	
目標 (1)+2)	592	1, 224	755	1, 927	1,502	6,000	
①モデル地区	445	900	556	1, 454	1, 145	4,500	
②基盤強化法から移行	147	324	199	473	357	1,500	

3 重点取組事項

- (1) 地域の話合いを主体とした農地の集積・集約化の推進
 - ア モデル地区(農地の受け手となる担い手が確保されている地区) を県内全市町村に拡大 する。
 - イ 既に設置したモデル地区においては、引き続き地域の話合いを進め、更なる農地の集 積・集約化を促進する。
 - ウ 人・農地プランに基づいた地域の話合いによる農地の集積・集約化の推進を図る。

(2) 事業の周知徹底

ア リタイアや規模縮小を考えている出し手農家に、必要な時に必要な情報がタイミングよく提供できるように継続的に幅広い広報を実施する。

新聞広告,広報紙(県・市町村・農業委員会・JA等),ラジオCM等

- イ ラジオCMのリニューアル,動画CMの放映拡大,優良事例の紹介記事掲載(全国農業 新聞等)等,事業周知の取組を強化する。
- ウ地域座談会用DVDを作成、配布し、座談会・説明会等に活用する。

(3) 基盤整備事業との連携強化

- ア 新規採択予定地区の計画策定の段階から農地中間管理事業の活用に向けた連携を図る。
- イ 基盤整備実施中地区に対し、関係機関と連携して農地中間管理事業の活用推進を図る。

(4) 関係事業との連携

- ア 農地の大区画・汎用化等の基盤整備が実施できる農地耕作条件改善事業の活用促進を図る。
- イ 経営体育成支援事業を活用し、認定農業者等による農地中間管理事業の活用促進を図る。
- ウ 果樹経営支援対策事業等を活用し、樹園地での農地中間管理事業を推進する。
- エ 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用拡大を推進するとともに, 活動組織等による農地の集積に向けた話合いを進め、農地中間管理事業の活用促進を図る。
- オ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による耕作放棄地解消の取組に際し、農地中間管理事業の活用を促進する。

(5) その他

- ア 各地域(市町村ごと)の目標を明示した取組を推進する。
- イ 地域の特徴を踏まえた地域別実施方針を策定し、地域の実情に合った事業推進を図る。
- ウ 普及事業及び基盤整備事業との情報共有及び一体となった農地中間管理事業の活用推進 を図る。
- エ 採草放牧地における農地中間管理事業の活用を推進する。
- オ 畑地の貸借の要望がある市町村において、機構事業活用方法の検討を行う。
- カ 事業のしくみや生産コスト低減のメリット等の丁寧な説明と合同書類作成会等のきめ細かなサポートを行う。
- キ 農用地利用配分計画の縦覧の公告及び認可公告を県ホームページで行うことにより、事 務処理期間を短縮する。

4 関係機関・団体が一丸となった事業推進

(1) 市町村

人・農地プランに沿って、地域の話合いによる合意のもとに機構を通じた農地の貸借及び農地の集積・集約化を進める。

人・農地プランの見直しを進めるにあたり、機構及び農業委員会と連携を図りながら、農地の受け手・出し手情報の収集・把握に努めるとともに、さらなる掘り起こしを進める。

(2) 農業委員会

市町村及び機構と密接に連携し、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地利用の現況調査に基づき、農地利用の意向確認等の農地情報の把握に努めるとともに、受け手・出し手の掘り起こしを進める。

- ア 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、戸別訪問等を実施し、受け手・出し手となる 農家を確認するために必要な意向調査を実施する。
- イ 貸したい意向のある農地や遊休農地等の農地情報を「全国農地ナビ」を活用して、関係 機関等に提供・共有しながら、受け手への集積・集約化を促進する。

(3) JA

- ア 組合員の相談窓口として、出し手農家に受け手農家の情報を提供するとともに、これまで取り組んできた農地利用集積円滑化事業や集落営農組織育成のノウハウを最大限に活かし、市町村及び機構と連携して農地中間管理事業の活用を誘導する等、担い手への農地の集積・集約化を進める。
- イ 生産の効率的な管理支援に有効な農地情報SGISシステムを活用するモデル地区において、農地の集積・集約化に関する検討、実証を行う。

(4) 十地改良区

組合員から農地貸借に係る相談があった場合,必要に応じて機構や市町村を紹介するととも に、機構等関係機関に情報提供を行う。

- ア 基盤整備事業実施済地区などにおいて、機構等関係機関と連携して、モデル地区の掘り 起こしに係る出し手と受け手の情報共有を図る。
- イ 基盤整備事業実施中又は事業が予定されている地区においては、事業の進捗状況等を考慮しつつ、機構等関係機関と連携して農地中間管理事業の活用を促す。
- (5) 農業者団体(農業経営士協会,女性農業士会,青年農業士連絡協議会,農業法人協会,認定農業者協議会)

農地中間管理事業による農用地の集積及び集約化の促進に関する協定に基づき、農地中間管理事業を通じた農用地利用の効率化及び高度化の促進を図る。

- ア 農地中間管理事業に関する情報を会員へ周知するとともに、必要に応じて機構が事業説明を行う機会を設定する等、会員の理解促進を図る。
- イ 農地集積・集約化に向けた地域の話合いの場等への参加を会員に働きかけるなど、農地 中間管理事業の活用促進を図る。

5 その他

- (1)担い手への集積率を上げる取組
 - ア 担い手への農地利用集積状況調査を適切に進め、地域の実情の把握に努める。
 - イ 担い手になっていない機構の借受応募者については、認定農業者への認定等、積極的な 担い手への誘導を図る。
- (2) 新規担い手を確保する取組

ア 新規就農者や企業参入の促進など、新たな担い手の確保を図る。

(参考) 担い手への農地集積状況

(単位:ha)

		H25 年度	H26 年度	H27 年度	目標(H35)
耕地面積 ①		173, 000	172, 300	170, 900	173, 000
担	い手への農地集積面積②	40, 803	42, 271	45, 542	114, 180
	うち機構転貸面積 ※1	1	348	3, 904	68, 784
担	1い手への集積率 (2)/1)	23.6%	24.5%	26.6%	66.0%

- ※1: 各年度末時点の累計実面積
- ※ 耕地面積は、農林水産統計から引用
- ※ 担い手への農地集積面積は、担い手への農地利用集積面積状況調査(農林水産省)から引用
- ※ H28 年度実績については、H29年5月に確定する予定